○無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱

平成１７年１１月２５日総基移第３８０号
最終改正：平成２７年3月３０日総基重第２５号

（通則）

第１条　無線システム普及支援事業費等補助金（以下「補助金」という。）は、電波の適正な利用の確保に関し総務大臣（以下「大臣」という。）が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の一環として、対策事業（電波遮へい対策事業及び無線システム普及支援事業の総称をいう。以下同じ。）に電波利用料財源を充てることとし、その交付については、財政法（昭和２２年法律第３４号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成１２年総理府・郵政省・自治省令第６号）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

（交付の目的）

第２条　この補助金は、国が一般社団法人又は一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）、特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者（連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者に委託して実施することを約した複数の特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者）を含む。以下「特定地上基幹放送事業者等」という。）、有線放送設備を設置した登録一般放送事業者（以下「有線放送設備設置者」という。）その他の法人（法人の連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる法人に委託して実施することを約した複数の法人をいう。）を含む。以下同じ。）、都道府県、市町村（連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる市町村に委託して実施することを約した複数の市町村）を含む。以下同じ。）、テレビジョン放送の難視聴解消を図るためテレビジョン放送の再放送業務を行う団体（以下「共聴組合」という。）、共聴施設の管理者又は受信者に対し、対策事業に要する経費の全部又は一部の補助を行うことにより、電波が遮へいされること及び異なる２以上の電波により影響が生じることにより携帯電話等の無線通信の受信に生ずる障害に対策を講ずること又は周波数再編を行うこととともに、無線通信の利用可能な地域及び放送の受信可能な地域の拡大又は放送の円滑な実施を図ること、経済的困難その他の事由により地上系によるデジタル方式のテレビジョン放送（以下「地上デジタルテレビ放送」という。）の受信が困難な者に対する対策を講ずること、消防・救急無線及び市町村防災行政無線（移動系）のデジタル化の円滑な実施を図ること並びにラジオ放送の難聴解消のために行われる中継局整備の円滑な実施を図ることを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　**（略）**

（２）無線システム普及支援事業

次に掲げる事業をいう。

ア・イ　**（略）**

ウ　周波数有効利用促進事業

１５０ＭＨｚ帯の消防用の周波数の電波（共用波用に使用しているものを除く。）の使用にあっては、平成２８年5月３１日、１５０ＭＨｚ帯又は４００ＭＨｚ帯の防災行政用の周波数の電波の使用にあっては当該電波に係る免許の有効期間の満了の日から５年以内の日までに終了することを条件として、１５０ＭＨｚ帯の周波数の電波を使用する消防・救急無線に用いる無線設備から２６０ＭＨｚ帯の周波数の電波を使用する消防・救急無線（以下「消防・救急デジタル無線」という。）に用いる無線設備への置換及び１５０ＭＨｚ帯若しくは４００ＭＨｚ帯の周波数の電波を使用する市町村防災行政無線に用いる無線設備から２６０ＭＨｚ帯の周波数の電波を使用する市町村防災行政無線（以下「市町村デジタル防災行政無線（移動系）」という。）に用いる無線設備への置換を同一市町村内においてともに行う事業（消防・救急デジタル無線又は市町村デジタル防災行政無線（移動系）に用いる無線設備のいずれかが既に置換済みであり、かつ、もう一方の置換未了の無線設備の置換を行うものを含む。）又は消防・救急無線若しくは市町村防災行政無線（移動系）に用いる無線設備のいずれかが未整備であり、かつ、もう一方の置換未了の無線設備の置換を行う事業であって、市町村（消防に関する事務を処理する地方公共団体を含む。）が行うものであり、かつ、次に掲げる事項に合致するもの

（ア）消防・救急デジタル無線に用いる無線設備へ置換する無線局のうち、１５０ＭＨｚ帯の周波数の電

波を使用する消防・救急無線に用いる無線設備が整備されている市町村（一の市町村内を二以上の消防本部が管轄している場合は、各消防本部が管轄する区域とする。以下この項において同じ。）内を覆域（常置場所を含む。）とするものであって、同市町村内の消防に関する事務を処理する地方公共団体が当該無線局の免許人であるもの

（イ）市町村デジタル防災行政無線（移動系）に用いる無線設備へ置換する無線局のうち、１５０ＭＨｚ帯又は４００ＭＨｚ帯の周波数の電波を使用する市町村防災行政無線に用いる無線設備が整備されている市町村内を覆域（常置場所を含む。）とするものであって、同市町村内の防災に関する事務を処理する市町村が当該無線局の免許人であるもの

エ　（略）

（補助対象経費）

第４条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第２及び別表第３に掲げる経費の総額（地上デジタル放送送受信環境整備事業（デジタルテレビ中継局整備事業、辺地共聴施設整備事業、暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業及び暫定的放送設備運用事業を除く。）に必要な経費に有利子の資金が充てられた場合の利子支払額を含む。）とする。なお、辺地共聴施設整備事業であって有線共聴施設の整備を行う場合は、同事業について別表第２に掲げる経費の総額が当該施設に加入する世帯の数に３万５千円を乗じて得た額の４倍未満（辺地共聴施設新設整備事業の場合にあっては６倍未満）の場合には、当該経費の総額から当該施設に加入する世帯の数に３万５千円を乗じて得た額を差し引いた額の３分の４（辺地共聴施設新設整備事業の場合にあっては５分の６）に相当する額を補助対象経費とする。

２　前項に規定する利子支払額については、情報流通行政局長が別に定める利率で１箇年ごとの複利により計算して得た額を限度とするものとし、当該限度を超える金利の資金を借り入れることはできない。

３　前２項に規定する利子支払額の計算の基礎とする期間は、補助事業者が交付対象経費の支払資金を借入れた日から国が当該経費を支払う日までの期間とするものとする。

４　第２項の場合において、利子率の異なる数種の資金が充てられた場合の利子支払額は、利子率の異なる資金ごとに前項の期間について計算して得た額の合計額とする。

（交付額）

第５条　大臣は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる額を予算の範囲内において当該法人、都道府県（携帯電話等エリア整備事業を行う市町村に対し、都道府県が補助する場合を含む。）又は市町村（携帯電話等エリア整備事業を除く。また、辺地共聴施設整備事業を行う共聴組合に対し、市町村が補助をする場合を含む。）に補助する。ただし、算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

<table>
<tr><td colspan="4">区分</td><td>額</td></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="15">無線システム普及支援事業</td><td colspan="3">（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="13">（略）</td><td colspan="2">（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="3">周波数有効利用促進事業</td><td>補助対象経費の２分の１に相当する額</td></tr>
<tr><td rowspan="3">（略）</td><td colspan="2">（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td><td>（略）</td></tr>
</table>

２　交付決定の額は、交付決定単位ごとに、１件当たり１００万円（辺地共聴施設整備事業については、５０万

円）を下限とする。

（交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする法人（設立準備中のものを含む。）、都道府県又は市町村（以下「申請者」という。）は、様式第１号による交付申請書を大臣が別に定める日までに大臣に提出しなければならない。

２　申請者は、前項の補助金の交付の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）及び地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

３　民放ラジオ難聴解消支援事業の申請者は、申請者の財政状況（申請者が民間放送事業者の場合に限る。）、補助金の交付を受けて整備しようとする中継局が補完する放送局の放送区域における難聴の発生状況、当該中継局の整備における設備の共用に関する検討状況その他の大臣が別に定める資料を提出するものとする。

（交付決定の通知）

第７条　大臣は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、様式第２号による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

２　大臣は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。

３　大臣は、第１項による交付の決定を行うに当たっては、前条第２項により消費税仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。

４　大臣は、前項の規定によるほか、周波数有効利用促進事業に係る交付の決定に当たっては、次に掲げる地域を含む市町村を優先することとし、同等の地域においては財政力の弱い市町村（直近の財政力指数が低い市町村及び直近の経常収支比率の高い市町村をいう。）を優先するものとする。

（１）　条件不利地域（大臣が別に定める地域）

（２）　原子力事業所（発電用原子炉が設置されているものに限る。）からおおむね３０ｋｍの地域

（３）　南海トラフ巨大地震等の発生に備えて緊急に地震防災対策を推進する必要がある地域

（４）　国土強靭化地域計画に基づき周波数有効利用促進事業を実施しようとする地域

５　大臣は、第３項の規定によるほか、民放ラジオ難聴解消支援事業に係る交付の決定に当たっては、次に掲げる地域のラジオ放送の難聴の解消を図る事業を行う者を優先するものとする。

（１）条件不利地域（大臣が別に定める地域）

（２）県域放送に係る放送対象地域

６　大臣は、前条第２項ただし書による申請がなされたものについては、消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

第８条　補助金の交付決定通知を受けた法人、都道府県又は市町村（以下「補助事業者」という。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

２　補助事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第１項の通知があった日から２０日以内に、様式第３号による交付申請取下げ届出書を大臣に提出しなければならない。

（補助事業を行う際配慮すべき事項）

第８条の２　（略）

（契約）

第９条　　補助事業者は、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不適当である場合には、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

２～６　（略）

（変更等の承認）

第１０条　補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、

あらかじめ様式第４号による変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）　補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の２０パーセント以内の流用増減を除く。

（２）　補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア　補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合

イ　補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ補助事業者等の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

ウ　補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更である場合

２　大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

３　大臣は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、様式第５号による補助金交付決定変更通知書により補助事業者に通知するものとする。

４　補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第６号による中止（廃止）承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（事故の報告）

第１１条　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第７号による事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第１２条　補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに様式第８号による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

２　補助事業者は、交付対象経費に充てるために有利子の資金の借入れを行おうとするときは、その借入れ条件について様式第９号による報告書を大臣に提出しなければならない。

（実績報告）

第１３条　補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して１か月を経過した日又は翌会計年度の４月１０日のいずれか早い日までに、様式第１０号、様式第１１号、様式第１２号、様式第１３号、様式第１４号又は様式第１５号による実績報告書を大臣に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由により期日までの提出が困難となったときは、大臣の承認を受けなければならない。

２　補助事業者は、補助事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌会計年度の４月３０日までに前項の報告書を大臣に提出しなければならない。

３　補助事業者は、第１項の報告を行うに当たって、消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（額の確定等）

第１４条　大臣は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第１０条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第１６号による補助金の額の確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

２　大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。

３　前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から２０日以内とし、大臣は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年１０．９５％の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（支払）

第１５条　補助金は、前条第１項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、大臣が必要があると認める場合には、補助金の交付決定の後に概算払をすることができる。なお、国庫債務負担行為（財政法第１５条第１項の規定により国が債務を負担する行為をいう。以下同じ。）に係る補助金の場合は、各年度の年割額の範囲内において精算（概算）払いをすることができる。

２　補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、様式第１７号による補助金精算（概算）払請求書を大臣に提出しなければならない。
３　補助事業者は、第１項ただし書により補助金の交付を受けたときは、遅滞なくこれを特定地上基幹放送事業者等、市町村、共聴組合、共聴施設の管理者又は受信者（以下「間接補助事業者」という。）に交付しなければならない。

（交付決定の取消し等）
第１６条　大臣は、第１０条第４項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第７条の決定の内容（第１０条第１項の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
（１）　補助事業者が、法令、この要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
（２）　補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
（３）　補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
（４）　交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
２　大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
３　大臣は、前項の返還を命ずる場合は、第１項第４号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年１０．９５％の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
４　第２項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第１４条第３項の規定を準用する。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）
第１７条　補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第１８号の報告書を大臣に提出しなければならない。
２　大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
３　第１４条第３項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

（補助事業の経理）
第１８条　補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しておかなければならない。
２　前項に掲げる補助事業者が保存しておかなければならない書類がスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であるときは、当該記録を必要に応じ直ちに表示することができる電子計算機その他の機器を備え付けておかなければならない。

（間接補助金交付の際付す条件）
第１９条　補助事業者は、対策事業を行う間接補助事業者に補助金を交付するときは、第８条、第１０条から前条まで及び第２０条に準ずる条件並びに次の条件を付さなければならない。
（１）　間接補助事業者が、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価５０万円以上のもの（ただし、デジタル混信対策事業によって取得した受信機又は受信機器購入等対策事業によって取得したチューナーについては、取得価格が単価５０万円未満のものを含む。）について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ補助事業者の承認を受けなければならないこと（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
（２）　間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。
（３）　間接補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。
（４）～（５）　**（略）**
２　補助事業者は、前項により付した条件に基づき知事等が承認又は指示をする場合は、あらかじめ様式第１９号による承認申請書を大臣に提出し、大臣の承認又は指示を受けなければならない。

３　補助事業者は、第１項（２）により間接補助事業者から補助事業者に財産処分による納付があったときは、当該補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

（補助金交付の際付す条件）

第１９条の２　補助事業者は、対策事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が５０万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ様式第１９号による承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

２　補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

３　補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

（取得財産等の処分に関する承認の特例）

第２０条　第１９条第２項及び前条第１項の規定による取得財産等の処分に関する大臣の承認については、大臣が別に定める基準に該当する場合は、様式第１９号による届出書の提出をもって国に納付する旨の条件を付さずに大臣の承認があったものとして取り扱う。ただし、当該届出書に記載事項の不備等必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。

（財産の処分による収入の納付等）

第２０条の２　補助事業者は、第１９条第３項及び第１９条の２第２項の規定により、財産の処分による収入の全部又は一部を国に納付する場合には、速やかに様式第１９号による承認申請書を大臣に提出しなければならない。

２　大臣は、前項の申請があった場合には、当該収入の全部又は一部の納付を命ずる。

３　第１項の財産の処分による収入の納付期限は、前項の命令をした日から起算して２０日以内とし、期限内に納付がない場合には、大臣は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利５パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（書類の提出）

第２１条　この要綱に定める申請書その他の書類は、正本１通に副本１通（辺地共聴施設整備事業にあっては正本１通）を添えて、大臣に提出するものとする。ただし、暫定的難視聴対策事業、デジタル受信相談・対策事業、地上デジタルテレビ放送コールセンター事業及び受信機器購入等対策事業費補助事業以外の事業については、補助事業に係る設備の設置場所（デジタルテレビ中継局整備事業については、補助事業に係る中継局の放送区域）を管轄区域とする総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ）を経由して提出するものとする。

（権限の委任による規定の読替）

第２１条の２　総務省告示第２７２号（平成２１年４月２０日）により総合通信局長に委任した事務に係る本要綱の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中、中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第６条	大臣に提出しなければならない	総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない
第７条、第８条、第１０条から第１７条まで（第１６条第４項及び第１７条第３項において第１４条第３項の規定を準用する場合を含む。）、第１９条、第２０条の２、第２１条	大臣	総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）
第１９条の２	大臣に提出し	総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出し
第２０条	大臣の承認	総合通信局長（沖縄総合通信事

		務所長を含む。）の承認

（補足事項）
第２２条　（略）

（その他必要な事項）
第２３条　補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附　則（平成１７年１１月２５日総基移第３８０号）　（略）
附　則（平成１８年１０月４日総情上第２０６号）　（略）
附　則（平成１９年４月１日総情上第５７号）　（略）
附　則（平成２０年５月３０日総情上第８４号）　（略）
附　則（平成２０年１０月１６日総情デ第３９号）　（略）
附　則（平成２０年１２月１日総基移第４０１号）　（略）
附　則（平成２１年２月１８日総情上第４０号）　（略）
附　則（平成２１年５月１２日総情上第１１４号）　（略）
附　則（平成２１年６月１０日総情上第１４０号）　（略）
附　則（平成２１年１２月２８日総情上第３０５号）　（略）
附　則（平成２２年２月１日総情上第４号）　（略）
附　則（平成２２年８月３１日総情上第２１０号）　（略）
附　則（平成２２年１２月１０日総情上第２６５号）　（略）
附　則（平成２３年３月８日総情上第２７号）　（略）
附　則（平成２３年４月２５日総情上第８３号）　（略）
附　則（平成２３年７月６日総情上第１０７号）　（略）
附　則（平成２３年１０月１２日総情上第１７６号）　（略）
附　則（平成２３年１１月７日総情上第１８３号）　（略）
附　則（平成２４年２月１７日総情上第２５号）　（略）
附　則（平成２５年５月１０日総情デ第４７号）　（略）
附　則（平成２５年７月１日総基重第５９号）　（略）
附　則（平成２５年１１月２８日総基重第１２８号）　（略）
附　則（平成２６年６月１０日総情上第９３号）　（略）
附　則（平成２７年３月３０日総基重第２５号）　（略）

この要綱は、平成２７年３月３０日から施行する。

別表第１　（略）

別表第２

事業の区分		経費区分	内容	
１　（略） ２　（略）		（略）	（略）	
		（略）	（略）	
３　（略）		（略）	（略）	
４（略）	（略） （略）	（略）	（略）	
	（略） （略） （略） （略）	（略）	（略）	
		（略）	（略）	
５　（略）） （略） （略） （略）	（略） （略） （略） （略）	（略）	（略）	
		（略）	（略）	
	（略） （略） （略）	（略）	（略）	
		（略）	（略）	
６　（略）		（略）	（略）	
		（略）	（略）	
		（略）	（略）	
７　（略）		（略）	（略）	
		（略）	（略）	（略）
８　無線システム普及支援事業（周波数有効利用促進事業に限る。）			ア　無線通信に必要な次の施設・設備の設置に要する経費 （ア）　鉄塔 （イ）　局舎 （ウ）　外構施設 （エ）　受電設備（電力引込み送電線を含む。） （オ）　送受信アンテナ （カ）　送受信機（予備送受信機を含む。） （キ）　中継増幅装置 （ク）　電源設備（予備電源設備を含む。） （ケ）　警報装置 （コ）　監視装置 （サ）　制御装置 （シ）　測定器 イ　アに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 ウ　附帯工事費	
９　（略）		（略）	（略）	

別表第３　（略）

様式第１号（第６条第１項関係）

番　　号
年　　月　　日

総務大臣　　殿（注１）

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名　　印
若しくは都道府県知事又は市町村長（注２）

平成　　年度無線システム普及支援事業費等補助金交付申請書

（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）平成　　年度無線システム普及支援事業費等補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第５条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

（注１）**（略）**

（注２）特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあっては、
「連携主体（○○テレビ、○○テレビ・・・及び○○テレビ）代表
代表者　　印　　」
地方公共団体の連携主体にあっては、
「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表
市町村長　　印　　」
法人の連携主体にあっては、
「連携主体（○○株式会社、株式会社○○・・・及び○○）代表
代表者　　印　　」
と記載すること。

記

１　補助事業の目的

２　交付を受けようとする補助金の額（注３、注４）　　金　　，　　千円

（注３）消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。
補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額
（注４）周波数有効利用促進事業においては、消防・救急デジタル無線に係る額と市町村デジタル防災行政無線（移動系）に係る額に分けて、それぞれ併記すること。

３　補助事業の概要

□　別紙１　第１（電波遮へい対策事業及び携帯電話等エリア整備事業（施設・設備費等）の場合）
□　別紙１　第２（携帯電話等エリア整備事業（賃借費）の場合）
□　別紙１　第３（デジタルテレビ中継局整備事業の場合）
□　別紙１　第４（辺地共聴施設整備事業の場合）
□　別紙１　第５（暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業（デジアナ変換設備整備事業）の場合）
□　別紙１　第６（暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業（デジアナ変換混信障害調査事業）の場合）
□　別紙１　第７（暫定的難視聴対策事業の場合）
□　別紙１　第８（デジタル受信相談・対策事業の場合）
□　別紙１　第９（地上デジタルテレビ放送コールセンター事業の場合）
□　別紙１　第１０（受信機器購入等対策事業費補助事業の場合）
□　別紙１　第１１（暫定的放送設備運用事業）
□　別紙１　第１２（周波数有効利用促進事業）
□　別紙１　第１３（民放ラジオ難聴解消支援事業の場合）

４　年割額

５　有利子資金の借入先別借入金額及び利子率　　（注５）

（注５）「年割額」並びに「有利子資金の借入先別借入金額及び金利」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げること。

４　添付資料

⑴　対策事業に要する経費の見積書

⑵　工事概要書（携帯電話等エリア整備事業（賃借費）、暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業、暫定的難視聴対策事業、デジタル受信相談・対策事業、地上デジタルテレビ放送コールセンター事業及び受信機器購入等対策事業費補助事業を除く。）

別紙２

⑶ □　無線通信を行う電気通信事業者が、対策事業によって整備される施設を利用することについての確約書（電波遮へい対策事業及び携帯電話等エリア整備事業の場合）

□　サービスエリアが該当する補足事項３（３）の各号に掲げる地域名並びにサービスエリア内の世帯数及び人口を証する書面（携帯電話等エリア整備事業（賃借費）の場合）

□　都道府県及び市町村の当該対策事業に関する規程又は要綱（既に提出されたものと同一の場合は、その旨を記載し、添付を省略することができる。）

□　対策事業を市町村又は法人の連携主体が行う者については、

①　当該対策事業を行う市町村又は法人の連携主体を構成する全団体を列記したもの

②　本様式に従って交付申請書を提出する市町村又は法人が、当該対策事業を行う市町村又は法人の連携主体の代表団体であることが確認できるもの（注６）

（注６）連携主体を構成するすべての市町村又は法人が、交付申請書提出団体を連携主体の代表団体として認めることを証する書面。

⑷　　**（略）**

別紙１

第１～１１　**（略）**

第１２

補助事業の概要（注１）

市町村名 代表者氏名	（注２）
「消防・救急デジタル無線」又は「市町村デジタル防災行政無線（移動系）」の別（注３）	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

（千円）

国庫補助金申請額（事業費×補助率）		事　業　費
施設・設備費		

備　考（注４）

（注１）補助事業の概要は、消防・救急デジタル無線に用いる無線設備への置換に係るものと市町村デジタル防災行政無線（移動系）に用いる無線設備への置換に係るものに分けて記載すること。

なお、どちらか一方の無線設備への置換が既に完了している場合には、備考欄にその旨を記載すること（置換が完了している無線設備に係る事業の概要の記載等は、不要とする。）。

（注２）地方公共団体の連携主体にあっては、

「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表

市町村長名　　」

と記載すること。

（注３）「消防・救急デジタル無線」又は「市町村デジタル防災行政無線（移動系）」を記載すること。

（注４）消防・救急デジタル無線に用いる無線設備への置換を行う者と市町村デジタル防災行政無線（移動系）に用いる無線設備への置換を行う者とが異なる場合には、もう一方の無線設備が消防・救急無線にあっては、平成２８年５月３１日、市町村防災行政無線（移動系）にあっては、免許の有効期間の満了の日から５年以内の日までにデジタル化が完了する旨（整備スケジュール等）を備考欄に記載すること。

第１３　**（略）**

別紙２

工事概要書

対策事業を行う者の名称
代表者氏名　　印（注１）

（注１）特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあっては、
「連携主体（○○テレビ、○○テレビ・・・及び○○テレビ）代表
代表者　　印　　」
地方公共団体の連携主体にあっては、
「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表
市町村長　　印　　」
と記載すること。

１　設置場所（注２）　○○県　○○郡　○○町　○○丁目　○○番地
（注２）施設及び設備を設置する地下鉄、地下街、地下駐車場、道路又はトンネルに固有名称が有る場合は、当該名称を付記する。

２　建設用地
(1) 敷地面積　○○○．○㎡
(2) 海抜高　○○○m
(3) 敷地の所有関係
□　購入
□　借地　県、市有地、その他（具体的に）の別
□　既所有　主な借地条件（借地料、借地期間等）
(4) 用地周辺の状況　平地、山地の別
取付道路の必要の有無（必要であればその長さ）等
(5) 開発規制の状況　地目　○○○
開発規制指定解除の必要の有無

３　施設の内容
(1) 建物の構造等　○○○○造　○階建
(2) 建築面積　○○○．○㎡
(3) 延べ床面積　○○○．○㎡
(4) 鉄塔の構造等　○○○○型　高さ（地上高）　○○m
(5) ケーブルの長さ　○○○m
(6) 中継増幅装置の数　○台

４　実施計画
(1) 着手（予定）年月日　年　月　日
(2) 用地取得（予定）年月日　年　月　日
(3) 着工（予定）年月日　年　月　日
(4) 完了（予定）年月日　年　月　日

５　利用見込み

利用予定サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア	サービス開始（予定）年月日

６　資金計画

（千円）

収入		支出	
財源内訳		経費区分	（事業費）
補助金	交付（予定）額	施設・設備費	
対策事業を行う者の負担額	予　算　額	用地取得費・道路費	
借入金			
自己資金			
その他（　　）（注３）			
小計			
合計		合計	

（注３）財源の内容を記入する。

7　添付図面

(1) 用地付近の見取図

(2) 設計の概要図（配置図、各階平面図及び立面図の概略）

(3) 利用が見込まれる各事業のサービスエリア図（携帯電話等エリア整備事業の場合）

様式第２号（第７条第１項関係）

番　　号
年　月　日

法人の名称及び　　殿
その代表者の氏名
若しくは都道府県知事又は市町村長（注１）

総務大臣　　印（注２）

平成　　年度無線システム普及支援事業費等補助金交付決定通知書

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号で申請のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）平成　　年度無線システム普及支援事業費等補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「法」という。）第６条の規定により下記のとおり交付することに決定したので、法第８条の規定により通知する。

（注１）特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあっては、
「連携主体（○○テレビ、○○テレビ・・・及び○○テレビ）代表
代表者　　」
地方公共団体の連携主体にあっては、
「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表
市町村長　　」
法人の連携主体にあっては、
「連携主体（○○株式会社、株式会社○○・・・及び○○）代表
代表者　　」
と記載すること。

（注２）　**（略）**

記

１　補助金の交付の対象となる事業の内容は、
□　申請書に記載されたとおりとする。
□　一部修正の上、別紙１（別紙１の第１:電波遮へい対策事業、携帯電話等エリア整備事業（施設・設備費等）、別紙１の第２:携帯電話等エリア整備事業（貸借費）、別紙１の第３:デジタルテレビ中継局整備事業、別紙１の第４:辺地共聴施設整備事業、別紙１の第５:暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業（デジアナ変換設備整備事業）、別紙１の第６: 暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業（デジアナ変換混信障害調査事業）、別紙１の第７:暫定的難視聴対策事業、別紙１の第８:デジタル受信相談・対策事業、別紙１の第９：地上デジタルテレビ放送コールセンター事業、別紙１の第１０：受信機器購入等対策事業費補助事業、別紙１の第１１：暫定的放送設備運用事業、別紙１の第１２：周波数有効利用促進事業、別紙１の第１３：民放ラジオ難聴解消支援事業）のとおりとする。

２　補助金の交付決定額は、　　金　　，　　千円とする。

３　内訳は次のとおりとする。（注３、注４、注５、注６）

（千円）

経費区分	交付決定額
施設・設備費	
用地取得費・道路費	
賃　借　費	
物　品　費	
労　務　費	
業務委託費	
諸　経　費	

運 用 経 費	
合　　計	

（注３）～（注５）　**（略）**

（注６）周波数有効利用促進事業の場合は、以下の内訳を記載すること。

（千円）

経費区分		交付決定額
施設・設備費	消防・救急デジタル無線	
	市町村デジタル防災行政無線（移動系）	

〔４　年割額　〕（注７）

（注７）「年割額」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げること。

４　補助金の交付の条件は、別紙２のとおりとする。

別紙１

第１～１１　（略）

第１２

補助事業の概要（注１）

市町村名 代表者氏名	（注２）
「消防・救急デジタル無線」又は「市町村デジタル防災行政無線（移動系）」の別（注３）	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

（千円）

国庫補助金交付決定額（事業費×補助率）		事　業　費
施設・設備費		

備　考（注４）

（注１）補助事業の概要は、消防・救急デジタル無線に用いる無線設備への置換に係るものと市町村デジタル防災行政無線（移動系）に用いる無線設備への置換に係るものに分けて記載すること。

なお、どちらか一方の無線設備への置換が既に完了している場合には、備考欄にその旨を記載すること（置換が完了している無線設備に係る事業の概要の記載等は、不要とする。）。

（注２）地方公共団体の連携主体にあっては、

「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表

市町村長名　　」

と記載すること。

（注３）「消防・救急デジタル無線」又は「市町村デジタル防災行政無線（移動系）」を記載すること。

（注４）消防・救急デジタル無線に用いる無線設備への置換を行う者と市町村デジタル防災行政無線（移動系）に用いる無線設備への置換を行う者とが異なる場合には、もう一方の無線設備が消防・救急無線にあっては、平成２８年５月３１日、市町村防災行政無線（移動系）にあっては、免許の有効期間の満了の日から５年以内の日までにデジタル化が完了する旨（整備スケジュール等）を備考欄に記載すること。

第１３　（略）

別紙２

(1) 法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成１２年総理府・郵政省・自治省令第６号）に従わなければならない。
(2) ～ (5)　**（略）**
(6) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣　（以下「大臣」という。）の承認を受けなければならない。ただし、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定める軽微な変更については、この限りでない。
(7) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、大臣の承認を受けなければならない。
(8) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
(9) 補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。
(10) 補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して１か月を経過した日又は翌会計年度の４月１０日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。
(11) 補助事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の４月３０日までに前号に準ずる報告書を大臣に提出しなければならない。
(12) 補助事業の経理については、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しておかなければならない。
(13) 補助事業者が当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下(13)及び(14)において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価５０万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない（交付要綱第19条の２第１項の規定により大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
(14) 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
(15) 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
(16) 補助事業者は、対策事業を行う特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者、市町村、共聴組合、施設管理者又は受信者（以下「間接補助事業者」という。）に補助金を交付するときは、交付要綱第８条、第１０条から第１８条まで及び第２０条に準ずる条件並びに次の条件を付さなければならない。
① 間接補助事業者が、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下②及び③において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価５０万円以上のもの（ただし、受信機器購入等対策事業によって取得したチューナーについては、取得価格が単価５０万円未満のものを含む。）について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ補助事業者の承認を受けなければならないこと（交付要綱第19条第１項（１）の規定により大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
② 間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。
③ 間接補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。
④・⑤　**（略）**
(17) 補助事業者は、(16)により付した条件に基づき承認又は指示をする場合は、あらかじめ交付要綱に定める様式第１９号による承認申請書を大臣に提出し、大臣の承認又は指示を受けなければならない。
(18) 補助事業者は、(16)②により間接補助事業者から補助事業者に財産処分による納付があったときは、当該補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。
(19) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税仕入控除税額を減額することとなる。
(20) ～ (22)　**（略）**

（注）　**（略）**

様式第３号（第８条第２項関係）

番　　号
年　月　日

総務大臣　　殿（注１）

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名　　印
若しくは都道府県知事又は市町村長（注２）

平成　　年度無線システム普及支援事業費等補助金交付申請取下げ届出書

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）平成　　年度無線システム普及支援事業費等補助金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第９条第１項の規定により、同補助金　　，　　千円の交付申請（平成　　年　　月　　日付け　　第　　号）を取り下げます。

（注１）（略）

（注２）特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあっては、
「連携主体（○○テレビ、○○テレビ・・・及び○○テレビ）代表
代表者　　印　　」
地方公共団体の連携主体にあっては、
「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表
市町村長　　印　　」
法人の連携主体にあっては、
「連携主体（○○株式会社、株式会社○○・・・及び○○）代表
代表者　　印　　」
と記載すること。

記

不服のある交付の決定内容又は交付の決定に付された条件	理　　由

様式第４号（第１０条第１項関係）

番　　号
年　月　日

総務大臣　　殿（注１）

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名　　印
若しくは都道府県知事又は市町村長（注２）

平成　　年度無線システム普及支援事業費等補助事業の変更承認申請書

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）平成　　年度無線システム普及支援事業費等補助事業の一部を変更する必要があるので、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第１０条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

（注１）**（略）**

（注２）特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあっては、
「連携主体（○○テレビ、○○テレビ・・・及び○○テレビ）代表
代表者　　印　　」
地方公共団体の連携主体にあっては、
「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表
市町村長　　印　　」
法人の連携主体にあっては、
「連携主体（○○株式会社、株式会社○○・・・及び○○）代表
代表者　　印　　」
と記載すること。

記

１　変更事項及びその内容（注３、注４、注５、注６）

（千円）

変　更　事　項		変　更　前	変　更　後
内容			
経費の配分	施設・設備費		
	用地取得費・道路費		
	賃　借　費		
	物　品　費		
	労　務　費		
	業務委託費		
	諸　経　費		
	運 用 経 費		
	合　　計		

（注３）～（注５）　**（略）**

（注６）周波数有効利用促進事業費補助事業の一部を変更する場合は、以下の内訳を記載すること。

変　更　事　項	変　更　前	変　更　後

内容				
経費の配分	施設・設備費	消防・救急デジタル無線		
		市町村デジタル防災行政無線（移動系）		

2　変更を必要とする理由

3　変更が補助事業に及ぼす影響

4　添付書類
　補助事業の対象となる事業の概要（添付書類　様式第１号関係）及び当該事業に係る積算内訳を変更前及び変更後のものを対比して記載した資料

5　交付の申請時に、消費税仕入控除税額を減額して申請した場合であって、補助金交付決定の通知を受けた後において、補助事業の内容又は経費の配分を変更（軽微な場合を除く。）しようとするときは、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。
　交付を受けようとする補助金の額　　金　　，　　千円
　補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

〔　6　年割額　〕(注７)
（注７）「年割額」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載すること。

別紙（様式第４号関係）　**（略）**

様式第５号（第１０条第３項関係）

番　　号
年　月　日

法人の名称及び　　殿
その代表者の氏名
若しくは都道府県知事又は市町村長（注１）

総務大臣　　印（注２）

平成　　年度無線システム普及支援事業費等補助金交付決定変更通知書

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号で申請のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）平成　　年度無線システム普及支援事業費等補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「法」という。）第１０条第１項の規定により下記のとおり変更承認し、交付することにしたので、法第１０条第４項の規定に基づき通知する。

（注１）特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあっては、
「連携主体（○○テレビ、○○テレビ・・・及び○○テレビ）代表
代表者　　」
地方公共団体の連携主体にあっては、
「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表
市町村長　　」
法人の連携主体にあっては、
「連携主体（○○株式会社、株式会社○○・・・及び○○）代表
代表者　　」
と記載すること。

（注２）**（略）**

記

１　補助金の交付の対象となる事業の内容は、
□　変更承認申請書に記載されたとおりとする。
□　一部修正の上、別紙１（別紙１の第１：電波遮へい対策事業、携帯電話等エリア整備事業（施設・設備費等）、別紙１の第２：携帯電話等エリア整備事業（貸借費）、別紙１の第３：デジタルテレビ中継局整備事業、別紙１の第４：辺地共聴施設整備事業、別紙１の第５：暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業（デジアナ変換設備整備事業）、別紙１の第６：暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業（デジアナ変換混信障害調査事業）、別紙１の第７：暫定的難視聴対策事業、別紙１の第８：デジタル受信相談・対策事業、別紙１の第９：地上デジタルテレビ放送コールセンター事業、別紙１の第１０：受信機器購入等対策事業費補助事業、別紙１の第１１：暫定的放送設備運用事業、別紙１の第１２：周波数有効利用促進事業、別紙１の第１３：民放ラジオ難聴解消支援事業）のとおりとする。

２　補助金の交付決定額は、　　金　　，　　千円とする。
（本変更承認前の交付決定額は、　　金　　，　　千円）

３　内訳は次のとおりとする。（注３、注４、注５）

（千円）

経費区分	変更承認前の配分額	変更承認後の配分額
施設・設備費		
用地取得費・道路費		
賃　借　費		
物　品　費		
労　務　費		
業務委託費		

諸　経　費		
運 用 経 費		
合　　計		

（注３）～（注５）　**（略）**

〔４　年割額　〕（注６）
（注６）「年割額」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げること。

４　補助金の交付の条件は、別紙２のとおりとする。

別紙１

第１～１１　**（略）**

第１２

補助事業の概要（注１）

市町村名 代表者氏名	（注２）
「消防・救急デジタル無線」又は「市町村デジタル防災行政無線（移動系）」の別（注３）	
施設の設置場所	
着工予定日	
完了予定日	

（千円）

国庫補助金変更承認交付決定額（事業費×補助率）		事　業　費
施設・設備費		

備　考（注４）

（注１）補助事業の概要は、消防・救急デジタル無線に用いる無線設備への置換に係るものと市町村デジタル防災行政無線（移動系）に用いる無線設備への置換に係るものに分けて記載すること。

なお、どちらか一方の無線設備への置換が既に完了している場合には、備考欄にその旨を記載すること（置換が完了している無線設備に係る事業の概要の記載等は、不要とする。）。

（注２）地方公共団体の連携主体にあっては、

「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表

市町村長名　　」

と記載すること。

（注３）「消防・救急デジタル無線」又は「市町村デジタル防災行政無線（移動系）」を記載すること。

（注４）消防・救急デジタル無線に用いる無線設備への置換を行う者と市町村デジタル防災行政無線（移動系）に用いる無線設備への置換を行う者とが異なる場合には、もう一方の無線設備が消防・救急無線にあっては、平成２８年５月３１日、市町村防災行政無線（移動系）にあっては、免許の有効期間の満了の日から５年以内の日までにデジタル化が完了する旨（整備スケジュール等）を備考欄に記載すること。

第１３　**（略）**

別紙２

(1) 法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成１２年総理府・郵政省・自治省令第６号）に従わなければならない。
(2)～(5)　　**（略）**
(6) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣　（以下「大臣」という。）の承認を受けなければならない。ただし、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定める軽微な変更については、この限りでない。
(7) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、大臣の承認を受けなければならない。
(8) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
(9) 補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があった場合は、速やかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。
(10) 補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して１か月を経過した日又は翌会計年度の４月１０日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。
(11) 補助事業が完了せずに国の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の４月３０日までに前号に準ずる報告書を大臣に提出しなければならない。
(12) 補助事業の経理については、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しておかなければならない。
(13) 補助事業者が当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下(13)及び(14)において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価５０万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない（交付要綱第19条の２第１項の規定により大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
(14) 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。
(15) 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
(16) 補助事業者は、対策事業を行う特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者、市町村、共聴組合、施設管理者又は受信者（以下「間接補助事業者」という。）に補助金を交付するときは、交付要綱第８条、第１０条から第１８条まで及び第２０条に準ずる条件並びに次の条件を付さなければならない。
① 間接補助事業者が、当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下②及び③において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価５０万円以上のもの（ただし、受信機器購入等対策事業によって取得したチューナーについては、取得価格が単価５０万円未満のものを含む。）について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ補助事業者の承認を受けなければならないこと（交付要綱第19条第１項（１）の規定により大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
② 間接補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。
③ 間接補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。
④・⑤　**（略）**
(17) 補助事業者は、(16)により付した条件に基づき承認又は指示をする場合は、あらかじめ交付要綱に定める様式第１９号による承認申請書を大臣に提出し、大臣の承認又は指示を受けなければならない。
(18) 補助事業者は、(16)②により間接補助事業者から補助事業者に財産処分による納付があったときは、当該補助金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。
(19) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税仕入控除税額を減額することとなる。
(20)～(22)　　**（略）**

（注）　**（略）**

様式第６号（第１０条第４項関係）

番　　号
年　月　日

総務大臣　　殿（注１）

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名　　印
若しくは都道府県知事又は市町村長（注２）

平成　　年度無線システム普及支援事業費等補助事業中止（廃止）承認申請書

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）平成　　年度無線システム普及支援事業費等補助事業を中止（廃止）したいので、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第１０条第２項の規定により、下記のとおり申請します。

（注１）　**（略）**

（注２）特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあっては、
「連携主体（○○テレビ、○○テレビ・・・及び○○テレビ）代表
代表者　　印　　」
地方公共団体の連携主体にあっては、
「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表
市町村長　　印　　」
法人の連携主体にあっては、
「連携主体（○○株式会社、株式会社○○・・・及び○○）代表
代表者　　印　　」
と記載すること。

記

１　事業を中止（廃止）する理由

２　経費の支出額内訳（注３、注４、注５）

（千円）

経 費 区 分	既施工等部分額	未施工等部分額	合　　計
施設・設備費			
用地取得費・道路費			
賃　借　費			
物　品　費			
労　務　費			
業務委託費			
諸　経　費			
運 用 経 費			
合　　計			

（注３）～（注５）　**（略）**

３　事業の再開の見通し（事業を中止する場合のみ）
(1) 中止期間　　年　月　日 ～　　年　月　日
(2) 完了予定日　　年　月　日

様式第７号（第１１条関係）

番　　号
年　月　日

総務大臣　　殿（注１）

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名　　印
若しくは都道府県知事又は市町村長（注２）

平成　　年度無線システム普及支援事業費等補助事業事故報告書

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）平成　　年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業について、下記の事故が発生したので、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第１１条の規定により報告します。

（注１）　**（略）**

（注２）特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあっては、
「連携主体（○○テレビ、○○テレビ・・・及び○○テレビ）代表
代表者　　印　　」
地方公共団体の連携主体にあっては、
「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表
市町村長　　印　　」
法人の連携主体にあっては、
「連携主体（○○株式会社、株式会社○○・・・及び○○）代表
代表者　　印　　」
と記載すること。

記

１　事故の内容及びその原因

２　対策事業の現在の進捗状況

３　現在までに要した経費

４　事故に対してとった措置

５　補助事業の遂行及び完了の予定

様式第８号（第１２条第１項関係）

番　　号
年　月　日

総務大臣　　殿（注１）

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名　　印
若しくは都道府県知事又は市町村長（注２）

平成　　年度無線システム普及支援事業費等補助事業状況報告書

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）平成　　年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業の実施状況について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第１２条の規定により報告します。（注３、注４、注５、注６）

（注１）　**（略）**

（注２）特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあっては、
「連携主体（○○テレビ、○○テレビ・・・及び○○テレビ）代表
代表者　　印　　」
地方公共団体の連携主体にあっては、
「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表
市町村長　　印　　」
法人の連携主体にあっては、
「連携主体（○○株式会社、株式会社○○・・・及び○○）代表
代表者　　印　　」
と記載すること。

記

１　交付決定額の進捗状況

（千円）

経 費 区 分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A)%	差　額 (A-B)	実績見込額
施設・設備費					
用地取得費・道路費					
賃　借　費					
物　品　費					
労　務　費					
業務委託費					
諸　経　費					
運 用 経 費					
合　　計					

（注３）～（注５）　**（略）**

（注６）周波数有効利用促進事業費補助事業について報告する場合は、以下の内訳を記載すること。

（千円）

経 費 区 分		交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A)%	差　額 (A-B)	実績見込額
施設・設備費	消防・救急デジタル無線					
	市町村デジタル防災行政無線（移動系）					

2　補助事業の遂行状況

補助事業の遂行についてその進捗が確認できる資料その他関係書類

様式第９号（第１２条第２項関係）

番　　号
年　　月　　日

総務大臣　　殿

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名　　印

平成　　年度無線システム普及支援事業費等補助事業に係る資金借入報告書

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の交付決定通知のあった国庫債務負担行為に係る交付対象事業について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第１２条第２項の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　借入先

２　借入金額

３　借入金利（変動、固定の別を含む。）

４　借入期間

５　その他の借入条件

様式第１０号（第１３条第１項関係）

番　　号
年　月　日

総務大臣　　殿（注１）

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名　　印
若しくは都道府県知事又は市町村長（注２）

平成　　年度無線システム普及支援事業費等補助事業（年度終了）実績報告書

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）平成　　年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了（廃止・完了せずに年度終了）しましたので、平成　　年度における実績について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第１３条第１項の規定により、下記のとおり報告します。

（注１）　**（略）**

（注２）特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあっては、
「連携主体（○○テレビ、○○テレビ・・・及び○○テレビ）代表
代表者　　印　　」
地方公共団体の連携主体にあっては、
「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表
市町村長　　印　　」

と記載すること。

記

１　補助事業の実施状況

（千円）

区　　分	交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 （累計）	補助金交付 実績額
都道府県補助金（注３）			
うち国 庫 補 助 金			

２　事業の実施状況　（注４）

市町村名･代表者名（注３）	
施設の設置場所	
工事施工業者名	
着　工　日	
完　了　日	

３　施設の利用見込み

利用予定 サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア		サービス開始（予定） 年月日
		市町村名 （注５）	エリア内世帯数 （注５）	
		（注５）	（注５）	

（注３）　**（略）**

（注４）補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

（注５）　**（略）**

4　事業収支総括表

(円)

収　　入			
補　助　金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額
都道府県、市町村又は 一般社団法人等の負担額	予　算　額		実　績　額
借　入　金			
事業者等の負担金			
自　己　資　金			
その他（　　） （注5）			
小　　計			
合　　計			

(円)

支　　出		
経 費 区 分	予　算　額	実績額（支出額合計）
施設・設備費		
用地取得費・道路費		
合　　計		

（注6）財源の内容を記入する。

5　補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額　　金　　，　　千円
補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

6　添付書類

(1) 施設整備工事代金等の請求書又は同領収書の写し
(2) 当該施設等の完成写真

様式第１１号（第１３条第１項関係）

番　　号
年　　月　　日

総務大臣　　殿

無線通信事業者等の住所、名称及び　　印
その代表者の氏名

平成　　年度無線システム普及支援事業費等補助事業（年度終了）実績報告書

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）平成　　年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了（廃止・完了せずに年度終了）しましたので、平成　　年度における実績について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第１３条第１項の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　補助事業の実施状況

（千円）

区　　分	交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 （累計）	補助金交付 実績額
国庫補助金			

２　事業の実施状況　（注１）

伝送用専用線の区間	
契　約　日	

（注１）補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

３　サービス提供見込み

提供される無線通信サービス名	無線通信サービス提供予定事業者名	サービスエリア		サービス開始（予定）年月日
		市町村名 （地区名）	エリア内世帯数及び人口	
			世帯 人	

４　事業収支総括表

（円）

収　　入			
補　助　金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額
無線通信事業者等の負担額	予　算　額		実　績　額
借　入　金			
事業者等の負担金			
自　己　資　金			
その他（　　）（注２）			
小　　計			

合　　計			

（注２）財源の内容を記入する。

（円）

支　出		
経 費 区 分	予　算　額	実績額（支出額合計）
賃　借　費		

5　補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額　　金　　，　　千円
補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

6　添付書類

⑴ 賃借に係る契約書の写し

⑵ 事業に係る伝送用専用線の概要図

様式第１２号（第１３条第１項関係）

番　　号
年　　月　　日

総務大臣　　殿

法人の住所、名称及び
その代表者の氏名　　印

平成　　年度無線システム普及支援事業費等補助事業（年度終了）実績報告書

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）平成　　年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了（廃止・完了せずに年度終了）しましたので、平成　　年度における実績について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第１３条第１項の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　補助事業の実施状況

（千円）

区　　分	交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 （累計）	補助金交付 実績額
国庫補助金			

２　事業の実施状況　（注１）

事 業 内 容	
開　始　日	
完　了　日	

（注１）補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

３　事業収支総括表（注２、注３）

（円）

収　　入			
補助金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額
法人の負担額	予算額		実績額
借　入　金			
事業者等の負担金			
自　己　資　金			
その他（　　）（注４）			
小　　計			
合　　計			

（注２）・（注３）　**（略）**

（注４）財源の内容を記入する。

４　有利子資金の借入先別借入金額、金利及び借入期間

５　有利子資金の返済計画　（注５）

（注５）「有利子資金の借入先別借入金額、金利及び借入期間」並びに「有利子資金の返済計画」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げること。

６　補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額　　金　　，　　千円
補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

７　添付書類
経費支出に係る請求書又は同領収書の写し

様式第１３号（第１３条第１項関係）

番　　号
年　　月　　日

総務大臣　　殿

法人の住所、名称
及びその代表者の氏名　　印

平成　　年度無線システム普及支援事業費等補助事業（年度終了）実績報告書

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）平成　　年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了（廃止・完了せずに年度終了）しましたので、平成　　年度における実績について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第１３条第１項の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　補助事業の実施状況

（千円）

区分	交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 （累計）	補助金交付 実績額
国庫補助金			

２　事業の実施状況　（注１）

事業内容	
開始日	
完了日	

（注１）補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

３　事業収支総括表

（円）

収　　入			
補　助　金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額

（１）地上デジタルテレビ放送普及促進事業

（円）

支　　出		
経 費 区 分	予算額	実績額（支出額合計）
物　品　費		
労　務　費		
業務委託費		

諸　経　費		
合　　計		

（2）デジタル混信対策事業費補助事業、受信障害対策共聴施設整備事業費補助事業、共同住宅共聴施設整備事業費補助事業、新たな難視対策事業費補助事業及びデジタル放送用周波数再編対策事業費補助事業

（円）

支　　出		
経　費　区　分	予　算　額	実　績　額 （支出額合計）
助　成　費		
事　務　費		
合　　計		

（
4　有利子資金の借入先別借入金額、金利及び借入期間

5　有利子資金の返済計画
）（注２）

（注２）「有利子資金の借入先別借入金額、金利及び借入期間」並びに「有利子資金の返済計画」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げること。

4　補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額　　金　　，　　千円
補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

5　添付書類

(1) 経費支出に係る請求書又は同領収書の写し

(2) 交付決定の内容及び条件への適合が確認できる資料その他関係書類

様式第１４号（第１３条第１項関係）

番　　号
年　　月　　日

総務大臣　　殿

法人の住所、名称
及びその代表者の氏名　　印

平成　　年度無線システム普及支援事業費等補助事業（年度終了）実績報告書

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）平成　　年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了（廃止・完了せずに年度終了）しましたので、平成　　年度における実績について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第１３条第１項の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　補助事業の実施状況

（千円）

区分	交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 （累計）	補助金交付 実績額
国庫補助金			

２　事業の実施状況　（注１）

事 業 内 容	
開　始　日	
完　了　日	

（注１）補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

３　事業収支総括表

（円）

収　　入			
補　　助　　金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額
法人の負担額	予　算　額		実　績　額
借　入　金			
事業者等の負担金			
自　己　資　金			
その他（　　） （注３）			
小　　計			
合　　計			

（注３）財源の内容を記入する。

(円)

支　出		
経　費　区　分	予　算　額	実　績　額 (支出額合計)
施設・設備費		
物　品　費		
運 用 経 費		
労　務　費		
諸　経　費		
合　　計		

（４　有利子資金の借入先別借入金額、金利及び借入期間

５　有利子資金の返済計画）　（注２）

（注２）「有利子資金の借入先別借入金額、金利及び借入期間」並びに「有利子資金の返済計画」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げること。

４　補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額　　金　　，　　千円
補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

５　添付書類
(1) 経費支出に係る請求書又は同領収書の写し
(2) 交付決定の内容及び条件への適合が確認できる資料その他関係書類
(3) 当該施設等の完成写真（施設・設備費に係る部分に限る。）

様式第１５号（第１３条第１項関係）

番　　号
年　月　日

総務大臣　　殿

法人の住所、名称
及びその代表者の氏名(注１)　　印

平成　　年度無線システム普及支援事業費等補助事業（年度終了）実績報告書

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の交付決定通知のあった(国庫債務負担行為に係る)(災害救助法適用地域に係る)平成　　年度無線システム普及支援事業費等補助金に係る補助事業は、完了（廃止・完了せずに年度終了）しましたので、平成　　年度における実績について、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第１３条第１項の規定により、下記のとおり報告します。

（注１）法人の連携主体にあっては、
「連携主体（○○株式会社、株式会社○○・・・及び○○）代表
代表者　　印　　」
と記載すること。

記

１　補助事業の実施状況

(千円)

区分	交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 (累計)	補助金交付 実績額
国庫補助金			

２　事業の実施状況　(注２)

事 業 内 容	
開　始　日	
完　了　日	

(注２)補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

３　事業収支総括表

(円)

収　入			
補　助　金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額

(円)

支　出		
経 費 区 分	予　算　額	実績額（支出額合計)
助　成　費		

事　務　費		
合　　計		

（４　有利子資金の借入先別借入金額、金利及び借入期間

５　有利子資金の返済計画）（注３）

（注３）「有利子資金の借入先別借入金額、金利及び借入期間」並びに「有利子資金の返済計画」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げること。

４　補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額　　金　　，　　千円
補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

５　添付書類
(1) 経費支出に係る請求書又は同領収書の写し
(2) 交付決定の内容及び条件への適合が確認できる資料その他関係書類

様式第１６号（第１４条第１項関係）

番　　号
年　月　日

法人の名称及びその　　殿
代表者の氏名
若しくは都道府県知事又は市町村長（注１）

総務大臣　　印（注２）

平成　　年度無線システム普及支援事業費等補助金の額の確定通知書

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号で実績報告のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）平成　　年度無線システム普及支援事業費等補助金の額を、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第１５条の規定により、下記のとおり確定したので、同条の規定により通知する。

なお、確定額を超えて既に交付されている補助金については、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第１４条第２項の規定により、平成　　年　　月　　日までに返還を命じる。

（注１）特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあっては、
「連携主体（○○テレビ、○○テレビ・・・及び○○テレビ）代表
代表者　　」
地方公共団体の連携主体にあっては、
「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表
市町村長　　」
法人の連携主体にあっては、
「連携主体（○○株式会社、株式会社○○・・・及び○○）代表
代表者　　印　　」
と記載すること。

（注２）　**（略）**

記

１　補助金の確定額は、　　金　　，　　千円とする。

２　内訳は次のとおりとする。（注３、注４、注５、注６）

（千円）

経 費 区 分	交付確定額
施設・設備費	
用地取得費・道路費	
賃　借　費	
物　品　費	
労　務　費	
業務委託費	
諸　経　費	
運 用 経 費	
合　　計	

（注３）～（注５）　**（略）**

（注６）周波数有効利用促進事業については、以下について記載すること。

（千円）

経 費 区 分	交付確定額

施設・設備費	消防・救急デジタル無線	
	市町村デジタル防災行政無線（移動系）	

〔3　年割額　〕(注７)

（注７）「年割額」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げること。

４　返還額

様式第１７号（第１５条第２項関係）

番　　号
年　月　日

総務大臣　　殿（注１）

法人の住所、名称及びその
代表者の氏名　　印
若しくは都道府県知事又は市町村長（注２）

平成　　年度無線システム普及支援事業費等補助金精算（概算）払請求書

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の交付決定通知のあった（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）平成　　年度無線システム普及支援事業費等補助金の精算払（第　　回概算払）を受けたいので、無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第１５条第２項の規定により、下記のとおり請求（返還）します。

（注１）　**（略）**

（注２）特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあっては、
「連携主体（○○テレビ、○○テレビ・及び○○テレビ）代表
代表者　　印　　」
地方公共団体の連携主体にあっては、
「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表
市町村長　　印　　」
法人の連携主体にあっては、
「連携主体（○○株式会社、株式会社○○・・・及び○○）代表
代表者　　印　　」
と記載すること。

記

１　請求（返還）金額　　金　　，　　千円也

２　内　訳

（国庫債務負担行為に係らない補助金の精算払の場合）（注３、注４、注５、注６）

（千円）

経 費 区 分	交付決定額	確定額 ①	概算払受領額 ②	差引請求（返還）額 ①－②
施設・設備費				
用地取得費・道路費				
賃　借　費				
物　品　費				
労　務　費				
業務委託費				
諸　経　費				
運 用 経 費				
合　　計				

（注３）～（注５）　**（略）**

（注６）　負の金額には△印を付すこと。

（国庫債務負担行為に係る補助金の精算払の場合）（注７、注８、注９、注１０）

（千円）

経 費 区 分	交付確定額①	前回までの累積受領額②	今回請求額 ③	残　　額 ①－②－③

施設・設備費				
用地取得費・道路費				
賃　借　費				
物　品　費				
労　務　費				
業務委託費				
諸　経　費				
運 用 経 費				
合　　計				

（注7）～（注9）　**（略）**
（注１０）負の金額には△印を付すこと。

（概算払の場合）（注１１、注１２、注１３）

（千円）

経 費 区 分	交付決定額 ①	前回までの概算払 受領額②	今回請求額 ③	残　　額 ①－②－③
施設・設備費				
用地取得費・道路費				
賃　借　費				
物　品　費				
労　務　費				
業務委託費				
諸　経　費				
運 用 経 費				
合　　計				

（注１１）～（注１３）　**（略）**

様式第１８号（第１７条第１項関係）

番　　号
年　月　日

総務大臣　　殿（注１）

法人の住所、名称及びその
代表者の氏名　　印
若しくは都道府県知事又は市町村長（注２）

平成　　年度消費税額の額の確定に伴う報告書

無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱第１７条第１項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

（注１）　**（略）**

（注２）特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあっては、
「連携主体（○○テレビ、○○テレビ・・・及び○○テレビ）代表
代表者　　印　　」
地方公共団体の連携主体にあっては、
「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表
市町村長　　印　　」
法人の連携主体にあっては、
「連携主体（○○株式会社、株式会社○○・・・及び○○）代表
代表者　　印　　」
と記載すること。

記

１　補助金額（交付要綱第１４条による額の確定額）　　円

２　補助金の確定時における消費税仕入控除税額　　円

３　消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額　　円

４　補助金返還相当額（３－２）　　円

（注３）別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第１９号（第１９条、第１９条の２、第２０条、第２０条の２関係）

番　　号
年　月　日

総務大臣　殿（注１）

法人の住所、名称及びその
代表者の氏名　　印
若しくは都道府県知事又は市町村長（注２）

平成　　年度無線システム普及支援事業費等に係る財産処分承認申請／届出書

平成　　年度において、無線システム普及支援事業等により取得した施設の財産処分を行いたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請／届け出ます。

（注１）　**（略）**

（注２）特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあっては、
「連携主体（○○テレビ、○○テレビ・・・及び○○テレビ）代表
代表者　　印　　」
地方公共団体の連携主体にあっては、
「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表
市町村長　　印　　」
法人の連携主体にあっては、
「連携主体（○○株式会社、株式会社○○・・・及び○○）代表
代表者　　印　　」
と記載すること。

記

１　処分の内容
（取得財産の目的外利用、譲渡、交換、貸与、担保、取り壊し又は廃棄の別）

２　処分の理由

３　取得財産の概要
⑴ 施設又は設備の名称

⑵ 施設又は設備の設置者（事業主体）の名称

⑶ 施設の所在地

⑷ 事業費
（ア）　国庫補助金
（イ）　一般社団法人等負担金
（ウ）　特定地上基幹放送事業者負担金又は基幹放送局提供事業者負担金
（エ）　都道府県負担金
（オ）　市町村負担金

（カ）　共聴組合負担金
（キ）　その他法人等負担金

4　処分の概要
(1) 処分しようとする相手方（注３）

(2) 処分しようとする財産の範囲
（処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる図面等を添付すること。）

(3) 処分の期間（注３）

(4) 処分の条件（注３）
（無償・有償の別、その他の条件を記載する。有償の場合は、利用料金、貸与に伴う経費（維持管理費を含む。）見込額又は総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成２０年総官会第７９０号）に定める額を記入する。）

5　処分に伴う無線通信サービス又は放送の再放送サービスの運用開始日（注３）
（注３）取り壊し又は廃棄の場合は記入を要しない。

6　添付書類
市町村から都道府県に対する承認申請・届出書の写し（間接補助事業の場合に限る。）

無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱について【補足事項】

平成２０年５月３０日

１　交付の申請について

交付要綱第６条第１項の「大臣が別に定める日」は、原則として６月３０日とする。

２　財産の処分制限期間について

⑴ 交付要綱第１９条第１項の「大臣が別に定める財産の処分制限期間」は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）において規定される耐用年数に相当する期間とする。

⑵ 交付要綱第１９条の２第１項の「大臣が別に定める財産の処分制限期間」は、総務省所管補助金等交付規則に定めるところによるものとする。

３　交付対象施設等について

⑴ 交付要綱第７条第４項第１号及び第５項第１号の「大臣が別に定める地域」は、第４項各号に掲げる地域とする。この場合において、平成１３年度以降の合併により当該地域のいずれかを含む市町村（以下「該当市町村」という。）に該当しなくなった市町村については、該当市町村とみなす。

⑵ 交付要綱別表第１及び別表第２の「附帯工事費」には、調査費、設計費、資材運搬費、総合測定費、現場管理費等工事に必要な経費が含まれる。

⑶ 交付要綱別表第１及び別表第２の「大臣が別に定める施設・設備」は、別紙のとおりとする。

⑷ 携帯電話等エリア整備事業及びデジタルテレビ中継局整備事業は、原則として次の各号に掲げる地域のいずれかを含む市町村において事業を行うものに限る。

① 過疎地（過疎地域自立促進特別措置法（平成１２年法律第１５号）第２条第１項に規定する過疎地域、同法第３２条の規定に基づき読み替えて適用される同法第２条第１項に規定する過疎地域及び同法第３３条の規定に基づき過疎地域とみなして同法の適用を受ける地域をいう。）

② 辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和３７年法律第８８号）第２条第１項に規定する辺地をいう。）

③ 離島（離島振興法（昭和２８年法律第７２号）第２条第１項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和４４年法律第７９号）第２条第１項に規定する小笠原諸島、鹿児島県の区域のうち奄美市及び大島郡の区域並びに沖縄県の区域をいう。）

④ 半島（半島振興法（昭和６０年法律第６３号）第２条第１項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された地域をいう。）

⑤ 山村（山村振興法（昭和４０年法律第６４号）第７条第１項の規定に基づき振興山村として指定された地域をいう。）

⑥ 特定農山村（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成５年法律第７２号）第２条第１項に規定する特定農山村地域をいう。）

⑦ 豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37 年法律第７３号）第２条第１項の規定に基づき豪雪地帯として指定された地域をいう。）

⑸ ～ ⑻　　（略）

４　財産処分について

⑴ 交付要綱第１９条の２第２項の収入には、補助事業の実施により預金利息が生じた場合における利息を含むものとする。ただし、交付要綱第１３条の報告の際に当該利息相当額を減額して報告した場合は、この限りでない。

⑵ 交付要綱第２０条で定める「大臣が別に定める基準」は、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成２０年４月３０日総官会第７９０号）に定める包括承認事項のほか、次のとおりとする。

① 以下の要件を満たす財産処分である場合

ア　国庫補助事業完了後１０年を超える期間を経過した建物及び建物以外の工作物並びに土地の全部又は一部を公共用又は公用に供する次の施設へ転用するものであること。

地域情報施設、研修施設、防災施設、試験研修施設、社会教育施設（公民館、図書館、博物館等）、社会体育施設（体育館等）、文化施設（美術館等）、児童福祉施設（児童館等）老人福祉施設、障害者福祉

施設、特定非営利活動法人（ＮＰＯ）拠点施設、公害防止施設、医療施設、庁舎

イ　当該補助事業により設置した無線通信用施設及び設備が所在する都道府県、市町村及び都道府県又は市町村の連携主体への無償による転用であること。

② ①以外の場合であって、当該補助事業の本来の用途又は目的の遂行に支障がなく、かつ電波の適正な利用の確保に資すると認められる場合であり以下のいずれかに該当する場合

ア　電波遮へい対策事業及び無線システム普及支援事業（以下「対策事業」という。）により無線通信を行っている電気通信事業者が対象地域の通信量の増加等に応じるための設備を増加及びそれに伴う当該事業により取得した財産を交換又は廃棄する場合

イ　対策事業により無線通信を行っている電気通信事業者が次世代方式携帯電話等の新たな無線通信を行うための設備を追加及びそれに伴う当該事業により取得した財産を交換又は廃棄する場合

ウ　対策事業により無線通信を行っている電気通信事業者以外の電気通信事業者が無線通信を行うための設備を追加及びそれに伴う当該事業により取得した財産を交換又は廃棄する場合

エ　対策事業により整備されたテレビジョン放送用施設・設備に、当該施設・設備から放送している特定地上基幹放送事業者以外の放送事業者が放送を行うための施設・設備を追加する場合

オ　対策事業により整備された共聴施設に、当該共聴施設において再放送している放送以外の放送を再放送するための施設・設備を追加する場合

カ　国又は地方公共団体の行政目的を遂行するために防災行政無線等の電気通信設備を設置する場合

キ　対策事業により整備されたテレビジョン放送用施設・設備に、難視聴解消を目的として、当該施設・設備から放送している放送の放送区域を変更するための施設･設備を追加する場合

ク　対策事業により整備された地上デジタルテレビ放送用施設及び設備若しくは受信設備に、デジタル混信対策事業又はデジタル放送用周波数再編対策事業により整備する地上デジタルテレビ放送用施設及び設備若しくは受信設備を追加又は交換する場合

③ 対策事業により整備された施設又は設備（周波数割当計画（平成２０年１２月２４日総務省告示第７１４号）において周波数の使用の期限が定められたものに限る。）が周波数の使用を停止する場合であって、当該事業により取得した財産を譲渡、取壊し又は廃棄する場合

(3) 交付要綱第２０条の２の規定により財産の処分による収入の全部又は一部を国に納付する場合における納付金額は、残存価値額（処分する施設又は設備に係る補助額に、当該施設又は設備の処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る。）の割合を乗じて得た額）とする。

５　その他

(1) **（略）**

(2) 交付要綱に定める様式第１号から様式第１９号までの用紙は、日本工業規格Ａ列４番によるものとする（添付書類等を除く。）。

(3)・(4)　**（略）**

別　紙

交付要綱別表の附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）

1　電柱
2　接地線
3　屋外照明施設
4　マンホール
5　空調設備
6　監視設備
7　航空標識灯設備
8　消火設備
9　水道施設
10　貯水タンク
11　ろか器
12　洗面・手洗施設
13　仮眠施設
14　モニターテレビ
15　修理工具
16　混信対策防止装置
17　ゴーストキャンセラー
18　中継用固定無線装置
19　１から 18 までに掲げるものに類する施設・設備